

令和7年度第1回日野市環境審議会 議事要旨録

■日 時： 令和7年（2025年）6月30日（月） 14：45～17：05

■場 所： 日野市防災情報センター 災害対策本部室

■出席者：

審議委員（14名出席）

伊瀬 洋昭委員

林 和眞委員

大久保 嘉則委員

奥 真美委員

鬼原 和彦委員

加藤木 秀章委員

金子 凱彦委員

清水 靖子委員

清水 良夫委員

田邊 幸子委員

戸田 浩人委員

森下 誠委員

柳川 亜季委員

和光 一紀委員

理事者（1名出席）

青木 奈保子

事務局（9名出席）

川鍋 孝史（環境共生部長）

成澤 綾子（環境政策課長）

戸枝 路貴（環境政策課 環境保全係長）

福嶋 健裕（環境政策課 環境政策係長）

市川 晃（環境政策課）

井上 港（環境政策課）

大平 健司（環境政策課）

澤田 ななみ（環境政策課）

高橋 夏果（環境政策課）

欠席者（1名）

坂本 寛之委員

傍聴者 31 名

会議次第

1. 開会
2. 副市長挨拶
3. 審議委員自己紹介
4. 会長・副会長の選出
5. 審議

- ・日野市の概況について
 - ・日野市環境基本条例第8条（市民の申出）について
 - ・日野市まちづくり条例の開発事業事前協議について
6. 事務局より連絡
7. 閉会

議事要旨録

1. 開会

2. 副市長挨拶

挨拶後、公務のため退席

3. 審議委員自己紹介

4. 会長・副会長の選出

委員による互選の結果、柳川 亜季委員が会長に、加藤木 秀章委員が副会長に選出された。

5. 審議

- ・日野市の概況について
- ・日野市環境基本条例第8条（市民の申出）について

（事務局より資料1・2に基づき説明）

会長）

ここで審議前に委員より発言したい旨が事務局へございました。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

会長）

委員、説明をお願いいたします。

委員）

5分間という時間を、いただいております。資料をあらかじめ用意しております。それを見ながら説明できればと思います。本日、資料を用いた発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。前回の審議会で、会長から早い段階で環境アセスメントを行い、お互

いが調整することにより、地域と馴染んだ開発にすることの重要性についてご示唆がありました。本案件では、事業計画の詳細は未定。つまり、計画変更が十分に可能な段階にあるということを鑑みて、代替案の検討を通じて環境影響に配慮した計画の最適化を図り、合意形成ができるものと期待しているところです。市民の直接請求により全国で初めて制定された日野市環境基本条例には、市民の環境保全への思いが込められた市民の申出に関する条項の8条。それから環境審議会での審議、専門的事項に関する調査委員の委嘱等の規定があり、今回、議案において市民の申出に関する審議が行われ、環境審議会での本格的な審議が始まったことは大変意義深いものと思います。私は説明会の質疑応答、それから市民からの申出、調整会での調整経緯などを参考に、懸念される環境リスクを抽出し、リスク削減方法を検討し、事業の目的を果たしながら、リスクを低減させる代替案を検討してみました。それが1枚ものの資料の表裏でございます。実現可能性の裏付けがない代替案は意味がありませんので、代替案の根拠となる資料を8枚ほど用意しました。2 in 1で資料を作成しました。建物の高さ、それからサーバー冷却、排熱、CO₂排出から騒音、低周波、地下水などの項目は、それぞれ別々のように見えるのですが、実は密接に関連しています。その鍵を握るのが、廃熱利用です。大気中に熱を捨てるのではなく、その熱を最大限に利用することが、建物の高さを低くでき、騒音や低周波の発生も抑えられ、地下水利用も最低限に抑えることができるからです。資料の8ページにあるように、東京電力はデータセンター、排熱利用の新技术を開発し、サーバーの熱を回収して、周辺地域の工場や住宅に供給するシステムを2027年度に実用化する予定でございます。新聞記事によると、1MW級のデータセンターで約400戸分の給湯をまかない、日野のデータセンターの場合は、200MWだとしますと最大8万戸の給湯をまかなえる計算です。高温で回収できれば、東京都が進めている地域冷暖房にも活用できます。これには、資料4の東京都の地域冷暖房区域に指定されている府中市日鋼町のインテリジェントパークでのビル排熱利用の先行事例もございます。廃熱利用によって、ビルの屋上から上空に熱を捨てることを最低限に抑えるのが大事だと思います。併せて冷水塔から水を蒸散させながら熱を放出する方法は、高温の水蒸気を発生するリスクがございます。この廃熱をきちんと利用することによって、排熱、そして水蒸気を大量に出すこともなくなり、夏場の熱中症の暑さ指数を高めるリスクを低減させることに繋がり、地下水・揚水の抑制にも繋がるのではないかと思います。暑さ指数は湿度の影響がすごく大きいです。蒸し暑いときには同じ温度でも息苦しく感じる。そういうことです。廃熱利用はまちづくりにも大いに貢献できるものと期待されます。周辺地域や農業用ハウス等への温水供給が周辺住民や市民への還元施設、これを名付けてデーターせんとうという温浴施設、こんなものを考えてもいいのかなと思います。そういうことによる市民との交流の場の創出、事業者にとっても温水供給による利益も期待できるのではないかと思います。効率の悪い空冷で大きな支出と施設の過大な電力消費で熱を捨てる発想から、熱を最大限に活用する代替案というのは、事業者にとっても熱を捨てるための過大な設備投資を回避し、収益にも繋がるものと期待できます。廃熱利用を工夫し、一部地下化することで、実は建物の高さ

を低くすることも実現いたします。5 ページに示したように、日野市まちづくり条例が施行されて平成 18 年、あるいは 17 年の日野市の市議会の議事録をみても低層住居専用地域に隣接する準工業地域および工業地域について、絶対高さ制限を導入する旨が明確に示されています。そこには「最高限度 25mと定めているところでございます」と当時のまちづくり部長答弁がございまして、代替案の建物の高さは 25mとしています。また代替案では、再生可能エネルギー100%を最初から実現することにより、日野市の温暖化防止施策ロードマップに沿うようにいたしました。再生可能エネルギー100%の目標を掲げて、実は KDDI が多摩市で、環境配慮型データセンターを 2027 年秋に実現することが公表されています。高電力、GPU、画像処理半導体、すごく発熱するものですが、そのサーバーに対応する水冷方式を採用している。なお再生エネルギーを供給する地域でも実は深刻な環境問題が発生している事例もございまして、可能な限り地産地消を追求すべきと思われます。その意味では、全国各地で行われている太陽光発電パネルを無償で提供し、売電する電気を買うというような試みも、住民とともに進めるまちづくりの一環として位置づけても良いものと思い、提案の中に入れております。なお廃熱利用等に関しては国や都が誘導策を今後補助金などで支援することが予想されています。日野市においても、他の自治体と同じように地方自治法 99 条に基づく意見書を出して、そういう国の施策を求めるということも、ぜひ行っていただきたいと思っております。いずれにしても実現には様々な技術的な課題があることを承知しております。けれども、それらの課題を検討するため、専門的な事項をこの条例の条項に基づいて、専門家の知見を得て、最適な代替案を提案し市民の懸念を払拭し、社会的合意形成を図ることができれば、環境先進自治体日野市ならではの先進事例として全国に誇れるものではないかと思っております。先ほど環境審議会の位置づけのところでございましたように、環境の保全等に関する重要事項について必要があるときには、市長に意見を述べるができる。それから 8 項として、専門の事項を調査するために必要があるときには審議会に若干名の調査委員を置くことができる。9 項には、調査委員は非常勤と市長が委嘱するという条項がございまして。これは 30 年前に環境基本条例を作ったときの市民の思いでもございまして、ぜひ本案件に関しても、きちんと専門的な知見をもとに審議をした上で市長に意見を述べ、そのもとで事業者を指導していただきたい、と思っております。

会長)

以上の説明をもとに、日野市の概況および日野市環境基本条例第 8 条（市民の申出）について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員)

委員の発想が素敵だと思いました。委員の発案とは違い、戻りますけど、日野市環境基本条例の資料の中で教えていただきたいことがあります。4 ページの市民の申出概要の中で上から 2 番目、主に電力消費と CO₂ と排熱について秘匿性を理由にデータを公開しないと

書かれています。日野市には日野台だけではなくてエプソンの跡地とか日野市以外にも昭島とか他にもデータセンターがあると思うのですが、そういったデータセンターも秘匿性を理由にデータを公開しないとなっているのでしょうか。教えてもらいたいと思います。

会長)

既存のデータセンターも秘匿性を理由に公開していないのかということですね。

事務局)

我々の方で調べた限りになりますが、東京精密については我々のほうで認識しておりません。データセンター自体は秘匿性が高い建物であるということは理解しております。特に排熱のところに関しては、これを公開しているところは今のところ見当たらないというのが現状です。ただ CO₂、こちらに関しましては後ほどの單元でもご説明いたしますが、こちらは建った後、事業所の規模にもよるのですが、公開義務がございますので、必ず公開することになります。電力の定義は供給など色々な表現がありますが、公開しているところもあります。我々としては実際にどこまで公開してもらえるのか、特に CO₂についてはいずれ出てくるものですし、我々としまでも気候変動対策は大事だと思っております。東京都環境確保条例等に基づいたものにはなると思われますけれども、いかに早期に公開してもらえるか要請していくことが今後の対応になると思います。

委員)

6 ページのところで環境基本条例の協議というところでは、可能な限りの情報公開を要請とありますけれども、今の回答だと CO₂ は公開させることが出来るとのことでした。電力消費も公開しているところがある、ということで公開可能性があるということでした。私が今関心を持っているのは排熱ですけども、委員の話にもあったように排熱を利用する、もし利用できなかったとしたらそのまま排熱するのか。日射病とか、今でも暑いのに、更にあの近辺が暑くなるというのは大変じゃないかと思っていますので、私は排熱について一番関心があります。この 6 ページの可能な限りの情報公開を要請、というのがひっかかっています。可能ではなかったって言われて、それで終わりになっては話が進まなくなる。排熱量の公開をもう少しがんばってもらえないかということが希望としてあるんですけど、エプソン跡地とか他のところでも、排熱を公開しているところはないのでしょうか。

事務局)

我々の勉強不足でしたら申し訳ないのですが、今のところ見当たらないというのが現状です。先ほどの電力とか CO₂ も公開は建った後になってしまいます。本件はまだ開発段階なので、公表がどの段階で出来るのかというのは一つの肝です。排熱に関しては、先ほど申し上げたように基準がありません。基準や公開しなさいというものがない中で、どこまでお

願いすることができるのか、我々としても苦しいところです。そういったところで、こういった「可能な限り」という表現になっています。次のところでもご説明しますが、まず開発段階でのまちづくり条例でどこまで公表してもらえるのか。環境基本条例の協議がこれからも継続しますので、そこから踏み込んで設備の排熱について出来れば出していただきたいと我々は考えており、そういった協議を行っていきたいと考えております。

会長)

排熱に関して、私は環境アセスメントを学校で教えたりする立場なのですけれども、排熱とか建物からの排気は、一般的には建物を高くすることで対処します。風速が一定程度下がったときは、ダウンウォッシュという効果があり、例えば、汚染物質等が下のほうに下がっていきます。そういうときは煙突を高くして対応したりします。高さを気にされるというご意見もある中で、排熱について委員が提案していただいたようなすばらしいものができれば、どちらも希望が叶いますけどそうじゃない場合、排熱をあまり意識しすぎると非常に高い建物にしないと地域に風が吹かないと移流拡散があまり起きないので、下に巻き込んでしまうということが起きてしまうと思います。

委員)

排熱に関しては、これは私が以前に出した開発計画に対する意見書の中で、試算しております。今回の計画は、サーバー排熱を全て屋上から上に上げるということですから、全量出るということを想定して計算したのですけれども、日野市の排熱の全量に比べて約2倍近い熱を発散することになる。この予測を早い段階で事業者に示しています。もしこれがおかしいとすれば見解を示してくださいとしています。要は計算できるけれども出そうとしない。それは大変不誠実なことかと思います。今回、処理方針を見て大変がっかりしたのは、すべて要請です。先ほど、環境審議会の役割のところでありましたように、本当は環境基本条例の中で環境審議会はもっと重要な役割を持っており、大きな問題が起きるときには、この4条4項で、「重要事項に必要があると認めるときは市長に意見を述べるができる」とあります。専門の事項について調査委員を置いて検討することができる規定があるにも関わらず、何も検討しないで要請だけでは、環境基本条例の精神を活かしていないのでは、と感じます。

それから処理方針の5ページですけれども、開発に関わる部分はまちづくり条例事前協議で対応、環境基本条例で対応するのは設備等に関する部分と、なぜこんな限定的にしてしまったのかと思います。環境基本条例の目的に沿えば、開発に関わる部分も意見を言っていないはずで。先ほど提案したような代替案を検討して提案して、市長にこの代替案を調整してほしいといえる立場にある、と私は思います。開発に係る部分はまちづくり条例、設備などに係る部分は環境基本条例で対応。非常に細かいところだけをこの環境審議会で検討するというので、この処理方針はそういう点で良くないな、と正直思います。それから申出

項目についての開発段階、協議の記述のところでも、要請で具体的に何を指導するのか、どう指導するのか、どう代替案を提案して検討させていくのかが見えないです。

一番気になったところを申し上げますと、9ページ、景観のところですよ。開発時点のところに工業地域のため、高さ制限はないとありますが、これは先ほど私が示した市議会での議事録の議論と大きく違います。条例上は、住宅下宿寄宿舍等のこれに類する、となっていましたけれども、この作った当時っていうのは、マンション建設が心配されていました。だからそういう表現にしたと思うのですけれども、市議会で責任持って答弁した内容でいうと、これは準工業地域、工業地域であっても低層住宅の近くに作る際には、25mという絶対基準を導入するという、誰が読んでもそういうふうに読み取れる議事録になっております。ですから、そういう点で25mというのは大事なところではないかと思っております。ただ、25mにすると、先ほど会長から指摘されたように、その熱を発生したときの熱源の高さが低くなる。それから騒音に関しても騒音源の高さが低くなるということで、地域への影響はむしろ増える可能性がある。それを抑えるために、廃熱利用という方法を使っていこうということです。そのぐらい思い切った提案を、日野市としてはやっていくべきではないかと思えます。完成が2031年です。ほかのところでは、2027年にはもう再生可能エネルギー100%を使う。空冷方式ではなく、水冷で実施。それから東京電力は、高温水蒸気を利用して地域冷暖房とか給湯に利用しようとしている。そういった他の動向に対して、時代遅れなことを事業者は提案してきているので、それに対して要請ということだけではなくて、もっと積極的に日野市としては臨むべきではないか、とこの指針を見て感じました。

会長)

いくつか質問があったと思いますが、順番にお願いします。

事務局)

まず、高さの部分ですね。これのまちづくり部長の当時の答弁だということで認識させていただきました。実際、今のまちづくり条例の105条に、工業地域、または準工業地域内において、共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類する用途に供する建築物となっておりますので、いわゆる住宅に関するものに関しての規定と認識しております。ここから現状変わっていない以上、我々としてはこれの適用がなかなか難しいと思っております。一方で、我々は環境の立場として、皆様への影響というのは考えるべきだとして、このような表現をしているところでございます。

2点目とも絡むのですけれども、環境基本条例の設備の概要ですが、まちづくり条例の事前協議は、どちらかというところ開発の部分にスポットをあてたものであって、環境基本条例はそれを含んだ協議という認識で我々もおります。なので、設備だけではなくて設備、建物、それに紐づく土地利用、周りの生物多様性、そういったところも踏まえ基本的に環境に係る全ての開発事業の影響の部分について協議をしていくという認識でございますので、ここ

は我々の表現の仕方が悪かったと思っております。そのうえで要請や指導となっていくかもしれませんが、処理方針、そして措置を持って実際にまちづくり条例の協議ではどういう回答をしていくのか。そして、我々としては肝となっていくであろう環境基本条例の協議というのはまだ終わりません。どういうふうに進めていくのかという方針を含めて、今日、皆様にご議論いただきたいと思って、この会を開かせていただいております。今後の環境審議会の進め方、特に環境基本条例の部分に関しては、環境審議会の皆様のお力をいただくことになるかと思っておりますので、ぜひ意見をいただきたいと思っております。

会長)

委員からは要請になっていることについて、説明が求められていたと思いますが、その部分についての回答をお願いします。

事務局)

実際に開発段階のところに関して、どういう回答するのかは次のところでご説明いたします。例えば騒音の指導は、これは東京都や国の基準があり我々として指導する権限があるものでございます。一方で要請というのは、我々として権限がない中でこういった懸念がある以上、市として対応をお願いしたいというところを要請と書かせていただいております。今後、特に環境基本条例の協議における対応の中で表現をどうするかというところはありませんけれども、まずはこういった考え方のもと、この表現をさせていただいております。

委員)

一つ、わからない点があります。さきほど示した、平成18年の第3回市議会定例会ですけど、このときはもう「10月から施行いたします日野市まちづくり条例および規則によりまして、工業地域および準工業地域内の建物について、高さの最高限度を25mと定めているところでございまして」とあります。もうこのときには条例案も施行規則もわかっているわけでそれを基にした議論です。今の解釈は住居だけを対象にしている。これはいつからそういう見解になったのか、議会のことなので直接ご返事いただくことはできないと思います。ですが、一般の市民にしてみれば、このときにこういうことを言っているわけで、それがいつのまにか、工業地域が対象外です、それから住宅系だけが25mの制限がありますと変わってしまっているのは変だと思えます。その事実経過を、知りたいです。そのときの考え方はともかく、住居地域、工場の跡地が再開発で変わる。周辺は住宅地域がもう形成されているわけですから、そこで大きなギャップが出ないように、どうしたらいいのかっていうことをまちづくり会議で議論して25mというところの高さの制限にしようという話になった経緯があります。それがいつの間にか、工業地域だったら何メートルのものを建ててもいい、といつなったのか。私は不思議に思います。

事務局)

この平成 18 年のまちづくり部長の答弁と、前回の議会についてのまちづくり部長の答弁がありますが、我々としても、まちづくり部の中で認識しているものに依拠して判断をせざるを得ません。これを我々の方でどうこうという権限がないのでなかなか苦しいところです。高さ制限が住居に類する用途として理解されている以上難しいと思うのですが、そこに対して配慮する必要があるのではないか、と環境基本条例の協議で事業者と話していく必要があると認識しているところです。

委員)

そもそも秘匿性を理由にして開示できないと事業者が持っている情報については、法的に開示を義務付けることが出来ないと思います。とはいえ、10ha を超える開発面積を持ってデータセンターを作られ、それなりの環境影響が想定されるという中で、秘匿性なるものがどういうものなのか、単に秘匿性という言葉だけでデータ開示というものが免責されるわけではありません。どういった理由で出せないのかについては、しっかりと具体的な理由はまず確認する必要があるだろう、その理由をしっかりと事業者に求めることが必要だろうと思います。

それと、例えば電力消費だとか CO₂ 排出量であるとか、排熱のデータはこの事業の場合は、都のアセスメント条例の対象ではないので、アセスの手続きが義務付けられていません。例えば、昭島の GLP のデータセンター、あそこは物流センターも一緒に作られるということで、都のアセスメント条例の対象案件で 5 月までの都のアセス審議に入っていました。審議会の中で、高温排熱が懸念されるので、そのデータを把握して示すようにですとか、当然温室効果ガスの予測、それに伴うどういったエネルギーを使うのかということも、アセスの手続きに乗ってくればそこはしっかりと、事業者に示させることができるのですけれども、今回の場合はアセスの対象ではないので示させられないと思います。とはいえ、それなりの影響が想定されるわけですから、三井不動産は、大規模案件、いろいろな法アセスだったり、条例アセスだったり対象になるような事業をいくつも手がけていて、アセスには非常に慣れているはずです。今回の規模のような事業について、全く影響評価ができないわけではないはずです。おそらく、アセスに準じた項目について、独自に評価しているのではないかと思います。これだけ市民が関心をもって、多くの方が反対の声もあげていらっしゃるし、地域での懸念が高まっているということ。一度データセンターが出来てしまったら、そこにもう長い間、その施設はあり続けるわけですから、いかに地域との共生を図っていくのか、ということ考えたときには、しっかりと市民の懸念であったり不安であったり、そしてデータ、正確な情報が欲しいという声には誠実に対応していただくことが、事業者にとっても賢明な対応だということ、こちらを説得力を持って要請していくということが必要なのではないかなと思います。法的に義務付けられない、そうはいつでも誠実な、真摯な対応というあるべき姿を根気強く説明して行って、事業者にしっかりと対応を求めて、アセ

スに準じた対応を求めていくことが求められるのでは、と私は思っています。次の議題でありますけど、処理方針はこうした方向性で対応していきますということしか書いていないのですが、結局まちづくり条例の事前協議、環境基本条例の協議で、相手と何を協議して合意するのかという協議の中身が重要で、協議した中身をどういうふうに法的に担保していくのかというところが重要です。そこは後で議題として出てくるのかもしれませんが、相手と協議してやり取りしていった内容は、しっかりと協定という形で、最低限法的に担保していく必要はあると思います。もし協定違反の場合には、最終的には訴訟に訴えて、義務履行を求めるとかそういったことも可能になってきますので、協議の中身とどう実行性を担保するか、そこが今後重要だと思います。そこは次の議題で出てくるのかもしれませんが、私の考えは以上です。

会長)

非常に貴重な意見をいただきました。他にご質問いかがでしょうか。

委員)

私がよくわかっていなくて、今までは日野台のデータセンターの排熱を、水を使って冷やすのかと思っていました。暖かい水がどこかに流れて行って、生態系への影響があるのかと思っていたのですが、委員の話を伺って、そうではなく、そもそも水が屋上から蒸発してしまうということを聞いて、すごくびっくりしました。かなり影響があるのではと思います。例えば、農業用水が枯渇したり、熱中症の増加があったり、急激なヒートアイランドがあったりといったことがあった場合に、もし動き始めてしまったらデータセンターは止められないと思うのですけれど、止めることが出来るのかということ。建築もまだ始まっていない状態ですので、ぜひ審議会の中でもっと話し合いをして欲しいということ、委員の提案の中で調査委員を加えて部会で審議ということがあったと思うので、それをぜひ進めていただきたいと思いました。

会長)

ありがとうございました。ご意見ですね。

委員)

質問が一つですね

事務局)

市として開発自体を止めるということはなかなか難しいというところがあります。というのも、各法令基準に則っていれば、我々としては認めざるを得ません。実際に認めるというのは、建築確認申請は建築、開発の部分は開発となります。今回、次のところで少し説明

しますが、開発の部分について各課が取り扱っている法やそういった部分でこういった指導ができるのかという立て付けで開発の事前協議が回っています。我々としてはそれとは別に環境基本条例を持っていますから、それに関する協議を同時並行で行わせていただいています。環境基本条例については、我々の条例ですからこちらで協議できるのですけれども、開発については属性が違う。基準とか開発部分のというところに縛られてしまう。なかなか苦しいところがございます。止めるというところだと具体的に何か法に関して抵触していないと難しいです。

委員)

開発が止めることが出来ないのはわかっていますけれども、そうではなく、今建設段階でこれから建設がはじまるということですよね。だから、もっとより良いものにしていくという提言が出来るのがこの会だと思うのですけれど、そういったことが具体的にできるのかどうか教えてください。

事務局)

まさに我々もそう思っておりまして今回この場を設けさせていただいているところなので、ぜひ意見をいただきたいと思います。

5. 審議

・日野市まちづくり条例の開発事業事前協議について

(事務局より資料3・4に基づき説明)

会長)

以上の説明をもとに、日野市まちづくり条例の開発事業事前協議について意見や質問のある方はいらっしゃいますか

委員)

この中で気になった部分は排熱のところですね。出来上がる2030年に、こんな旧態依然とした空冷を前提とした提案というものは、事業者として恥ずかしいと思います。みなさん生成AIなどを使っていると思いますけど、パラメータの数が指数関数的に増えていまして、それを処理するための画像処理半導体、GPU。これを考慮しないとやっていけないと思います。本当にいいテナントを入れようと思っているなら、高電力のGPUに対応した施設でないと入ってくれないと思います。三井不動産は、不動産の立場でこういった計画を出しているのかもしれないけれど、データセンターで最先端のKDDIは水冷です。三井不動産は水冷の冷却塔から蒸散熱を使って気化熱を奪うという意味での水冷を使っているかもしれません

が、今、サーバーをどう冷やすかが一番問題で、サーバーを水で冷やす、液体で冷やす、液浸といって液体にサーバーを沈めるといった方法があります。液浸が一番効率が良く、私の資料の7ページにありますけど、今、データセンターを作る事業者はみんなそういうことを考えています。三井不動産が旧態依然とした空冷を前提にしているっていうのが、誰が考えてもおかしいと私は思います。サーバーの冷却方式も液浸を使うことによって、非常に温度の高い熱源を使うことが出来るから廃熱利用ができる。さっきの説明でも空冷でせいぜい10℃程度プラスの排熱で、10℃程度の温度差で外に出すためには、ものすごい風量が必要になる。これは現実的ではないと思います。そういう意味でも、きちんとした日野市の意見を出すに当たっては、データセンターに関する専門的な知識を持った方の協力を得ながら、データセンター建設の最先端に行く方の知見を借りて、意見を出していかないと日野市はこんなものを認めたのか、という本当にみつともないことになってしまうと思います。排熱の部分は、みんな関心がありますし、影響も大きいものだと思います。ですから、この部分は専門委員を交えて、きちんと議論して、そのうえで私は代替案を提案していくべきだと思います。事業者がこんな旧態依然とした計画で、何とか押し通そうとする。そうしていたのであれば、これはダメですよという代替案を検討したうえで、開発してほしいと思います。決して事業をやってはいけないというわけではない。現実には事業目的を果たすためにいい方法がほかにもあるし、他の事業者も採用しているわけですから、そういう方法をなぜ採用できないのかということを確認して、いい方向に進めるべきだと思います。廃熱利用を進めれば、騒音も日照も地下水もみんな改善できる。そういう選択肢を求めて、それに向けて事業者を誘導していくのが、日野市の環境政策の腕の見せどころではないか、と思います。特にこの排熱の部分が大変気になりました。こういう回答案のまま出すのは恥ずかしいので、やめていただきたいと思います。いずれにしても議論は次回持越しになると思いますので、この部分は次回といわず専門家を交えて、きちんと良い代替案を提案していくこと、現実的な代替案を提案していくことが大事だと感じています。

事務局)

事業者からは水冷か空冷か未定だと伺っています。

委員)

水冷の意味が違うと思います。三井不動産はサーバーを冷やす方法は、空冷のままです。それを屋上でそのまま熱気を出すか、冷却塔で水を蒸散させて気化熱を奪っていくか。そういう意味での水冷ではないか、と説明会で話を聞いて思いました。サーバーをどう冷やすかは一番問題になっていると思います。

事務局)

今後、三井不動産の中でも建物の中の部分が徐々に決まっていくはずで。それについて、

環境基本条例の協議では、調査委員とかも含めて進めていく必要がないのかを検討させていただきたいと思っています。環境基本条例の協議を継続する中で今後判明していく排熱の部分に関して、環境審議会のご意見を頂きながら進めていきたいと思っています。

会長)

今の部分で確認ですが、三井不動産は建物を供給するだけで、そこにサーバーを置くのはそこに入るテナントになるのでしょうか。そのテナントが水冷を置くか、空冷のサーバーを置くかわからないから、設備としてはあまり効果的ではない方を入れますといっているということですか。

事務局)

テナント形式と聞いておりますので、会長のご認識で間違いないと思います。
→実際は未定でした。継続審議の7月7日開催第2回環境審議会にて、訂正いたしました。

会長)

例えばですが、要請の中でテナントを選定する際に、最新の水冷方式とか液浸、そういったものなるべく採用するようにとか、そういった要請レベルになりますが、そうしたことが出来るのであれば、三井不動産としてはお客さんに何かをルールをつけることになりそうですけど、最終的にはみんなにいい案だと思います。そういったことが要請ベースで書けるのであれば書くということが重要ということではないかというのが委員のご意見の1つではないかと思います。

委員)

もう一つ、三井不動産の今のやり方ですと、最新技術を持ったところは入ってこないと思います。よそでは入れてもらえないようなところが、質の悪いデータ事業者がぞろぞろ入ってきて、今まで通りでいいですよとなってしまうのが怖いです。三井不動産として入ってくるお客さんに廃熱利用とか液浸の方法で出来るだけ熱の排出を抑えようとしているとかを基準にして、いい事業者を選んでいかないと、悪いデータセンター、悪いテナントがぞろぞろと入ってきてしまうことになると思います。いい事業者を入れるとすれば、高さも低くできる、排熱も少なくできる、騒音も少なくできるということなので、箱を提供するハウジング事業者としてきちんと要請というか指導していただきたいというのが、私の意見です。

副会長)

世界規模で見てくると、ヨーロッパではCO₂をすごく気にしています。各分野でCO₂の排出量が製造から全てにおいて考慮されています。今回疑問に思ったのが、建てるとか搬送するとか資材を作るにしてもCO₂が発生します。それを全部含んだデータを公表している

のか、建てた後のデータで例えば CO₂ の吸収とかをしているのであればその増減の公表とか何年単位になるのでしょうか。例えば家であれば、10 数年かかると思いますが、その規模からみてみれば 80 年とかの話ですとか、そういうデータがあるのでしょうか。

事務局)

CO₂ 排出量の公表の部分でしょうか。

副会長)

例えば搬送するとか建てるということでも CO₂ は出ますので、それについて全体を考えたうえでの公表と、今、稼働後の話しかしていないと思いますが建てることとか活動することとはすべて CO₂ が出ますので、それについて業者に対して何か依頼し、何かの資材を購入した時の CO₂ 排出量はどのくらいなのか。事業者の下請けに依頼したときの CO₂ の排出はどれくらいなのか、そういったことの情報開示とかなにかあるのでしょうか。

事務局)

いわゆる SCOPE 3 が建築の段階でもあるのでしょうかということだと思いますけれども、建築後であれば翌年の 3 月までに CO₂ が出ますが、建築段階で出た CO₂ の排出量を報告するというのは私の知る限りではないのかなと思います。

副会長)

基本的には CO₂ 排出量実質ゼロの方向で進んでいるわけですね。全体で見た時にカーボンゼロの方向で進んでいるので、建てることも活動になりますから、それを明確化する必要性があって、公表する必要性もあると思います。それが製造とかいろんな業種。私も海外に行きますので、世界的にはそういうことも考えて活動していますので、それが各分野に派生していますから、それを考えたうえでの量はいくつなのか、と思いました。公表する必要性があるのではないかと考えていますが、市でそういう情報を公開されるのでしょうか。

事務局)

市で事業者の CO₂ を公開するという制度は今のところありません。東京都と国のみになります。

副会長)

そうすればみなさん安心するかもしれませんね。公表する場を作ればなと思います。80 年であれば、十年毎くらいに皆様とお話しする場があれば、データが出ますのでそうしたらわかりやすいかなと思いました。

会長)

ライフサイクルアセスメントに関するご意見ですね。

委員)

話が戻るかもしれないですけど、私が一番懸念しているのは法的には全く問題ないと三井不動産の中では認識されているのかという、開発規模感に関する認識です。不動産事業者からするとこの規模感はそこまで大きくないと思います。その一方で日野市からすれば近隣の住宅が多くある地域ですし、そういった意味では非常に大きい。規模間の認識に差があるのではないかと思います。

もう一つは、敷地の1/3くらいの左側がありますけど、実は真ん中も今空いている。別のところにも、どんどん近隣地域にデータセンター開発の可能性がある。そういったことを事業者はどう認識しているのかが非常に気になります。今回の地区内では問題ないけど、というように言い切ろうとしているというところが、散見されます。そういうことだけじゃなく、日野市の中で開発がどのくらいの意味を持つかというのはきっちり市のほうでも説明したうえで、代替案とかコミュニケーションをとる必要があると思います。

2点目はデータということに結び付くと思いますが、日野市のみなさんはそういったデータに関しても関心が高いですし、市民意識も高いと思います。なので、他の地域ではしなかったといっても、コミュニケーションにデータを使って、分かりやすい形で提示していただきたいと思います。その辺は市のほうでどのように要請できるのかが気になります。また、「可能な限り」というのは少し弱いかなと感じます、別の表現ができるのなら検討していただきたいと思います。

事務局)

事業者としてここ数年の建設ラッシュをどう捉えているのか。私どもでは把握していませんけど、少なくとも我々としてはここ最近、東京都を中心にハイパースケールのデータセンターが増えていると思っております。だからこそ、立川市であるとか昭島市の議会がそこに関して意見書を国の方に提出し、印西市などで少しずつ活動が増えていると聞いています。注目度は間違いなく上がっておりますし、国の方でもデータセンターに省エネの基準を29年度に課すということも記事になっておりました。我々の方には何も情報が下りてきていないので、具体的な内容はわからないのですが、そのようなものができているという情勢は認識しているところですので、今後整備されるのであれば、それを使って、データセンターというのもより良い方向に誘導されていくのではないかと考えております。

もう一点のこの地域だからわかりやすくというところで、印西市は商業地域ということで、日野市と状況は少し異なりますが、日野市の成り立ちとして、環境基本条例の制定の経緯もそうですし、環境に関しての機運の高さも日野市ならではの部分でもありますので、そういったところも背景に、少なくとも我々としては環境基本条例の中でできることをしっ

かりやっていくというところを主管課として思っており、その中で三井不動産の方にも協力を求めていく考えであります。これまで繰り返して来ました丁寧な説明などの方法については、条例の中で具体的な定めがないのですが、そこに関しては丁寧な説明をしっかり求めて行きたいと思っているところでございます。

委員)

全体の話もそうですが、隣に空いている土地に関しては、別の事業者ということで、そこがどういう開発になるかによっても全体の影響が変わってくるかと思しますので、もし必要であったら、まちづくりの部会と連携して頂ければと思います。

委員)

質問になるのですが、先ほど調整会で三井不動産が出した資料ということで、データセンターのイメージ図が出てきたと思います。秘匿性の高い施設といわれており今壁があるのですが、イメージ図だと壁が無かったのですが、壁は無くなるということでよろしいのでしょうか。

事務局)

セキュリティフェンスの事かと思うのですが、あります。

委員)

図を見ると、2mを超えるもの3m以上のものがあるというような感じですかね。あと、日本にデータセンターの排熱の基準がないということであるとか、先ほどの話の中でも、データセンターを日本の法令の中で想定していないと思います。ですから、委員の資料の中でも、立川や昭島市の市議会や日野市議会への期待にすることが書いてあって、先ほど事務局からも昭島市と立川市の市議会の話があったと思います。ぜひ、日野の市議会からも国とか都に法律を作って欲しいという意見書を出してほしいということを思いました。

副会長への答弁の中で、市にはCO₂公表に関する制度がないという話があったと思うのですが、CO₂公表の制度を作ることは可能なのでしょうか、もし可能であれば、日野市は全国初の環境基本条例を作った日野市であるとか、ごみ減量日本一に2年連続なっているということであるとか、すごく市民の意識が高い市だと思います。公共施設も再エネ100%ということで、市としてもすごく頑張っていると思いますので、ぜひ作っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局)

我々としても、CO₂の確認というところが、非常に重いポイントの一つだと思っております。スライド2の気候変動対策ですけれども、施設稼働後は、東京都のキャップ&トレー

ドの報告対象となりますが、市として把握ができるのはすべての計算が終わった後の数字しかないです。それまでの過程が全く見えないなかで、少しでもその辺の情報も欲しいということで、この施設稼働後という記載をしております。市としても制度というところになると、どういう基準でどういう内容をどうもらうのか、ということを考えなければなりませんし、それを取り扱うための人員等の確保も必要になりますので、この場で出来ますとは中々言いづらい部分ではあります。市としてもしっかりと CO₂ 排出を確認したいという認識はある中で、このような表現をさせていただいているというところになります。

委員)

排熱の基準は都も国も無いということなのですが、日野市独自として、そういう基準を作って頂くということは可能なのでしょうか。

事務局)

基準自体になってくると、国や都の基準を上回るようなものを作るという場合は中々ハードルがあるので、どういった過程があるのかということを確認しなければというところがあります。ただ、江東区は方針のようなものを作っています。

委員)

作っている自治体もあるわけですね。基準ではなく方針という少し低いものだと思うのですが、あるところはある。

事務局)

あるところもあるという中で、状況が全然違うので、日野市もできるかはこの場では申し上げられないです。一方で、そういったところも検討しながら、今この場で出しても効果を出すまでに時間もかかるかと思いますので、まずは、この本件に関しては、審議会でどう進めていくかというところを注力させていただければと考えております。

委員)

あと、日野市議会への期待というところで、例えば環境審議会から市議会へ働きかけるといようなことは可能なのでしょうか。

事務局)

それ自体は、審議会からの皆様からの意見ということでいただいて、あげること自体は可能なかとも思いますが、検討させていただきます。

委員)

騒音に関してなのですが、西側の図面を見せていただいたのですが、建物高さ 72mだともっと高い所まで本当はあるのかと思いますけれど、騒音の基準、日野市で第一種低層住居専用地域と工業地域が接する場合に、その境界から三井側に 30mの地点で一つ緩い基準を満たさないといけないという日野市独自の規制条項があると思うのですがいかがでしょうか。

事務局)

日野市独自というより、日野市全域を当てはめているという感じになりますので、日野市全域をカバーしています。一低層と工業地域にまたがっていますので、その特別地域に該当して、それに基づいて規制がかかっているということになります。

委員)

それを適用するということで、回答案に入れていただきたいという意見です。異なる用途地域が接するときの基準として大事だと思います。それを守ることによって、第一種低層住居専用地域のぎりぎりのところで基準が満たせるということなので、その規制値も十分考慮していただきたいと思います。

事務局)

この生活環境の5 ポチ目のところが、指定作業場に該当するかというところもありますけれども、おそらく該当します。そうすると委員がおっしゃっていたところは守ることになりますので、この辺の書き方も検討していきます。

会長)

時間になりましたので、ここで区切らせていただきます。次回に持ち越しということにさせていただきますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

6. 事務局より連絡

7. 閉会